

兵庫県ソフトテニス連盟規約 新旧対比・改定のポイント

2026年2月1日

旧	新	改定ポイント
<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、兵庫県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という。)と称し、公益財団法人日本ソフトテニス連盟の兵庫支部を兼ねる。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本連盟は、ソフトテニスによって健康増進とスポーツ精神を養い生活の明朗化を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) ソフトテニスの振興、普及発展への広報活動、指導奨励及び指導者の育成。</p> <p>(2) ソフトテニスの各種大会及び対抗試合の実施又は協賛。</p> <p>(3) ソフトテニスに関する調査・研究。</p> <p>(4) 他団体との連絡協調。</p> <p>(5) その他、本連盟の目的達成に必要な事業。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、兵庫県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という。)と称し、公益財団法人日本ソフトテニス連盟(以下「日本連盟」という。)の兵庫支部を兼ねる。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本連盟は、ソフトテニスによって健康増進とスポーツ精神を養い生活の明朗化を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) ソフトテニスの振興、普及発展への広報活動、指導奨励及び指導者の育成。</p> <p>(2) ソフトテニスの各種大会及び対抗試合の実施又は協賛と後援。</p> <p>(3) ソフトテニスに関する調査・研究。</p> <p>(4) 他団体との連絡協調。</p> <p>(5) その他、本連盟の目的達成に必要な事業。</p>	
<p>第2章 会員及び組織</p>	<p>第2章 組織</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 本連盟は以下により構成される。</p> <p>(1)役員</p> <p>(2)事務局</p> <p>(3)委員会</p> <p>(4)加盟団体</p> <p>(5)所属団体</p> <p>(6)会員</p>	<p>① 兵庫県連盟の事業に後援を明記</p> <p>② 連盟組織の構成を新たに記載</p>
<p>第4条 本連盟の会員は、本連盟に加盟している兵庫県内に所在するソフトテニス団体に登録する者とする。</p> <p>2 本連盟は、次の各号に掲げる部会を置く。</p> <p>(1)第1部会(35歳未満) 実業団・レディース・クラブ在籍</p> <p>(2)第2部会(35歳以上～45歳未満)実業団・レディース・クラブ在籍</p> <p>(3)第3部会(45歳以上～55歳未満)実業団・レディース・クラブ在籍</p> <p>(4)第4部会(55歳以上) 実業団・レディース・クラブ在籍</p> <p>(5)第5部会(実業団) 実業団 在籍</p> <p>(6)第6部会(大学生) 県学生ソフトテニス連盟在籍</p> <p>(7)第7部会(高校生) 県高等学校体育連盟ソフトテニス部在籍</p> <p>(8)第8部会(中学生) 県中学校体育連盟ソフトテニス部在籍</p> <p>(9)第9部会(小学生) 県小学生ソフトテニス連盟在籍</p> <p>(10)第10部会(レディース) 県レディース連盟在籍</p> <p>(11)第11部会(クラブ) 県クラブ連盟在籍</p>	<p><第10条へ></p> <p>(加盟団体)</p> <p>第5条 本連盟は次に掲げる団体を加盟団体として組織する。</p> <p>(1)兵庫県実業団ソフトテニス連盟</p> <p>(2)兵庫レディースソフトテニス連盟</p> <p>(3)兵庫県ソフトテニスクラブ連盟</p> <p>(4)兵庫県学生ソフトテニス連盟</p> <p>(5)兵庫県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部</p> <p>(6)兵庫県中学校体育連盟ソフトテニス部</p> <p>(7)兵庫県小学生ソフトテニス連盟</p> <p>(委員会)</p> <p>第6条 本連盟の事業を円滑に遂行するため次のとおり委員会を置き、会務を分担する。</p> <p>(1)総務委員会</p> <p>(2)競技委員会</p> <p>(3)審判委員会</p> <p>(4)強化委員会</p> <p>(5)指導委員会</p> <p>(6)生涯スポーツ委員会</p> <p>(7)広報委員会</p> <p>(8)競技者育成プログラム委員会</p> <p>(9)倫理コンプライアンス委員会</p>	<p>③ 活動実態に合わせて ・加盟団体 ・委員会 による構成である旨を明記</p>

旧	新	改定ポイント
	2 第5条の各加盟団体の長は各加盟団体から委員会委員を選出する。	④
	3 各委員会委員長は上記とは別に委員を指名することができる。	④ 委員会委員の選出方法を明記
	(特別委員会) 第7条 前条で定めた委員会とは別に、会長が委嘱した専門委員で構成する特別委員会を置くことができる。特別委員会は、会長から付託された専門の事項について調査・審議、特命事項の遂行を行う。	⑤ 特別委員会の記載を追加
	(事務局) 第8条 本連盟の事業を円滑に遂行するため理事長直轄の事務局を置く。	⑥ 事務局の記載を追加
	第3章 所属団体及び会員	⑦
	(所属団体) 第9条 本連盟の所属団体は、兵庫県内に所在し、第5条に規定する加盟団体及び本連盟に登録した団体とする。	⑦ 加盟団体から所属団体へ名称を変更 所属団体の登録・変更について記載
	2 所属団体は日本連盟に登録しなければならない。	
	3 所属団体は登録内容に変更があった場合は、速やかに本連盟ならびに日本連盟に報告するものとする。	
	(会員) 第10条 本連盟の会員は、前条で定める所属団体に登録する者とする。 2 会員は毎年、所属団体ごとに日本連盟に会員登録すること	
(入会) 第5条 新たに本連盟の会員になるものは、入会金を納め、所定の入会手続きを行うものとする。	(入会) <削除>	⑧ 会員の入会金についての記載を削除
	第11条 新たに本連盟の所属団体になる団体は、新規加入費を納め、所定の加入手続きを行うものとする。	⑨
2 加盟団体は別に定める加盟費を毎年納入しなければならない。	2 所属団体は加盟費を毎年納入しなければならない。	⑨ 所属団体の加入手続きの記載を追加
3 加盟費を2年以上滞納したときは退会したもとする。	(第12条へ)	
(退会) 第6条 本連盟を退会するときは、退会届を提出するものとする。	(退会) 第12条 所属団体が本連盟を退会するときは、退会届を提出するものとする。 2 加盟費を2年以上滞納したときは、退会したものとみなす。	
(休会) 第7条 本連盟を休会するときは、休会届を提出するものとする。 2 加盟団体は別に定める休会費を毎年納入しなければならない。	<削除>	⑩ 休会に関する記載を削除
	(除名) 第13条 所属団体または会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。 (1) 所属団体または会員としての義務に違反したとき。 (2) 本連盟の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為があったとき。	⑪ 所属団体・会員の除名に関する記載を追加

旧	新	改定ポイント
<p>第3章 役員及びその職務</p> <p>(役員)</p> <p>第8条 本連盟に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p>(3) 理事長 1名</p> <p>(4) 副理事長 若干名</p> <p>(5) 理事(各部会) 各2名</p> <p>理事(会長推薦)若干名</p> <p>(6) 監事 2名</p> <p>(7) 幹事 若干名</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第9条 会長及び副会長の選任は、評議員会において推挙する。</p> <p>2 理事長及び副理事長の選任は、理事会が推薦し、評議員会の決定により、会長が委嘱する。</p> <p>3 理事の選任は、次の通りとする。</p> <p>(1) 第4条に規定する1部会～4部会の中からそれぞれ2名を選出し、会長が委嘱する。</p> <p>(2) 第4条に規定する5部会～11部会で推薦された、それぞれ2名を会長が委嘱する。</p> <p>(3) 学識経験者から若干名を、会長が委嘱することができる。</p> <p>4 監事は、理事会が推薦し、評議員会の決定により、会長が委嘱する。</p> <p>5 幹事は、本連盟の運営上に必要な者を選出し、会長が委嘱する。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第10条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。</p> <p>3 理事長は、次の通りとする。</p> <p>(1) 理事長は、理事会の議決に基づき、会務を処理する。</p> <p>(2) 理事長は、各部会の理事会の職務を選出し、会長の承認を得て、これを発表する。</p> <p>4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障あるときは、その職務を代行する。</p> <p>5 理事は、それぞれの大会の運営については、第1部会～第11部会の組織によるそれぞれの部門を担当する。ただし相互扶助による協力をするものとする。</p> <p>6 監事は、本連盟の会計ならびに業務執行の状況を監査する。</p> <p>7 幹事は、本連盟の庶務を補助する。</p> <p>(任期)</p> <p>第11条 役員任期は、2カ年とする。ただし再任は妨げない。</p>	<p>第4章 役員及びその職務</p> <p>(役員)</p> <p>第14条 本連盟に次の役員を置く</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p>(3) 理事長 1名</p> <p>(4) 副理事長 若干名</p> <p>(5) 理事(各加盟団体) 各1名</p> <p>理事(会長推薦)若干名</p> <p>(6) 監事 2名</p> <p><削除></p> <p>(役員の選任)</p> <p>第15条 役員選任は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名誉会長、顧問、参与、会長、副会長、理事長、副理事長、監事は別途定める選考委員会が推挙し、評議員会にて選任される。</p> <p>(2) 理事は加盟団体及び会長が推挙し、評議員会にて選任される。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第16条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。</p> <p>3 理事長は、次の通りとする。</p> <p>(1) 理事長は、理事会の議決に基づき、会務を処理する。</p> <p>(2) 理事長は、各委員会の職務を定め、会長の承認を得て、各委員会の役務を実行させる。</p> <p>4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障あるときは、その職務を代行する。</p> <p>5 理事は、加盟団体及び委員会の代表として理事会の構成員となり、重要事項を審議し、本連盟運営にかかわる意思決定を行う。</p> <p>6 監事は、本連盟の会計ならびに業務執行の状況を監査する。また、監事は、いつでも、役員会・理事会・各役員及び事務局に対して事業の報告を求め、この連盟の業務の執行及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p><削除></p> <p>(任期)</p> <p>第17条 役員任期は、2カ年とする。ただし再任は妨げない。</p> <p>(定年)</p> <p>第18条 理事長・副理事長・理事は、原則として選任時においてその年齢が70歳未満でなければならない。ただし、特例として理事会・評議員会にて認められた者についてはこの限りではない。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第19条 役員が次に掲げる各号の一に該当するときは、常任理事会の決議により役員を解任することができる。</p> <p>(1) 心身の理由によって職務の執行に耐えうることができないとき。</p> <p>(2) 役員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>(名誉会長・顧問・参与)</p> <p>第20条 本連盟に、名誉会長・顧問・参与を、置くことができる。</p> <p><削除></p> <p>2 上記の役員は、会長もしくは副会長の要請により、その諮問された事項について助言を与える。</p>	<p>⑫ 理事：従来の各部会から2名選出を各加盟団体から1名選出に変更し、幹事を廃止</p> <p>⑬ 役員選考は選考委員会推挙、評議員会での選任に変更</p> <p>理事の選任方法を変更</p> <p>⑭ 理事の職務を従来の大会の運営から理事会での審議・重要事項の意思決定に変更</p> <p>大会運営は委員会委員としての役務となる</p> <p>⑮ 理事長・副理事長・理事の定年を定めた。原則、選任時70歳未満</p> <p>⑯ 役員解任についての取り決めを定めた</p>
<p>第12条 本連盟に、名誉会長・顧問・参与を、置くことができる。</p> <p>2 名誉会長・顧問・参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。</p> <p>3 上記の役員は、会長もしくは副会長の要請により、その諮問された事項について助言を与える。</p>	<p>第20条 本連盟に、名誉会長・顧問・参与を、置くことができる。</p> <p><削除></p> <p>2 上記の役員は、会長もしくは副会長の要請により、その諮問された事項について助言を与える。</p>	

旧	新	改定ポイント
<p>(評議員)</p> <p>第13条 評議員は、本連盟の加盟団体の代表各1名とする。</p> <p>2評議員が、第9条各号の役員に選出されたときは、当該加盟団体はこれに代わる者を推薦する。</p> <p>3評議員は、評議員会を組織し、本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。</p>	<p>(評議員)</p> <p>第21条 評議員は、本連盟の所属団体の代表各1名とする。</p> <p>2評議員が、第14条各号の役員に選出されたときは、当該加盟団体はこれに代わる者を推薦する。</p> <p>3評議員は、評議員会を組織し、本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。</p>	
<p>第4章 会議</p>	<p>第5章 会議</p>	
<p>(会議の種類)</p>	<p>(会議の種類)</p>	
<p>第14条 本連盟の会議は、次の通りとする。</p>	<p>第22条 本連盟の会議は、次の通りとする。</p>	
<p>(1)役員会</p>	<p>(1)役員会</p>	
<p>(2)理事会</p>	<p>(2)理事会</p>	
<p>(3)評議員会</p>	<p>(3)評議員会</p>	
<p>(4)専門委員会</p>	<p><削除></p>	
<p>(役員会)</p>	<p>(役員会)</p>	
<p>第15条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、監事をもって構成する。</p>	<p>第23条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、監事をもって構成する。</p>	
<p>2 役員会は、原則として年3回開催し、会長がこれを召集し、その議長となり、次の事項について審議し決定する。</p>	<p>2 役員会は、原則として年3回開催し、会長がこれを召集し、その議長となり、次の事項について審議し理事会へ提案・助言する。</p>	<p>⑰ 理事会と役員会の権限の差異を明文化</p>
<p>(1) 理事会に付議する事項に関すること。</p>	<p>(1) 理事会に付議する事項に関すること。</p>	<p>臨時役員会の開催について追加</p>
<p>(2) 評議員会に付議する事項に関すること。</p>	<p>(2) 評議員会に付議する事項に関すること。</p>	<p>構成員以外の会議参加について追加</p>
<p>(3) 各種行事及びその実施に関すること。</p>	<p>(3) 各種行事及びその実施に関すること。</p>	<p>議事録に関する取り決めに追加</p>
<p>(4) 各種大会の選手選考に関すること。</p>	<p>(4) 各種大会の選手選考に関すること。</p>	
<p>(5) 特別会計の設置及び廃止に関すること。</p>	<p>(5) 特別会計の設置及び廃止に関すること。</p>	
<p>(6) その他、重要事項に関すること。</p>	<p>(6) その他、重要事項に関すること。</p>	
<p>3 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。尚、当該審議事項につき書面および電子媒体をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。</p>	<p>4 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。尚、当該審議事項につき書面および電子媒体をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。</p>	
<p>4 役員会の議事は、出席者(監事を除く)の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p>	<p>5 役員会の議事は、出席者(監事を除く)の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p>	
<p></p>	<p>3 会長が必要と認めた場合臨時役員会を開催することができる。</p>	
<p></p>	<p>6 会長が必要と認めた場合、議案ごとに構成員以外の説明者を招集することができる。ただし、説明者は出席者数には含まず議決権も有しない。</p>	
<p></p>	<p>7 役員会の議事について議事録を作成し、出席者の確認を得たうえで、議事録署名人(会長・監事1名)が署名し、事務所に保管する。</p>	

旧	新	改定ポイント
(理事会) 第16条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成する。 2 理事会は、原則として年2回開催し、会長がこれを召集し、その議長となり、次の事項について審議し決定する。 (1) 評議員会に付議する事項に関すること。 (2) 各種行事及びその実施に関すること。 (3) 各種大会の選手選考に関すること。	(理事会) 第24条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成する。 2 理事会は、原則として年2回開催し、会長がこれを召集し、その議長となり、次の事項について審議し決定する。 (1) 評議員会に付議する事項に関すること。 (2) 各種行事及びその実施に関すること。 (3) 各種大会の選手選考に関すること。 (4) 規定の制定及び改廃に関すること。 (5) 特別会計の設置及び廃止に関すること。 (6) その他、緊急を要すること。 3 会長が必要と認めた場合臨時理事会を開催することができる。 4 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。尚、当該審議事項につき書面および電子媒体をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。 5 理事会の議事は、出席者(監事を除く)の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。 6 会長が必要と認めた場合、議案ごとに構成員以外の説明者を招集することができる。ただし、説明者は出席者数には含めず議決権も有しない。 7 理事会の議事について議事録を作成し、出席者の確認を得たうえで、議事録署名人(理事長・監事1名)が署名し、事務所に保管する。	⑱ 理事会の審議・決定事項に規程の制定・改廃を追加 臨時理事会の開催について追加 構成員以外の会議参加について追加 議事録に関する取り決めを追加
(評議員会) 第17条 評議員会は、第8条に規定する役員及び名誉会長・顧問・参与ならびに評議員を持って構成する。 2 評議員会は、原則として年1回開催し、会長がこれを召集し、その議長となり、次の事項について審議し決定する。 (1) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。 (2) 規約の制定及び改廃に関すること。 (3) 役員の選出に関すること。 (4) その他、本連盟の運営に関すること。 3 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立する。尚、当該審議事項につき書面および電子媒体をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。 4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。	(評議員会) 第25条 評議員会は、第14条に規定する役員及び名誉会長・顧問・参与ならびに評議員を持って構成する。 2 評議員会は、原則として年1回開催し、会長がこれを召集し、その議長となり、次の事項について審議し決定する。 (1) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。 (2) 規約の制定及び改廃に関すること。 (3) 役員の選出に関すること。 (4) その他、本連盟の運営に関すること。 3 会長が必要と認めた場合臨時評議員会を開催することができる 4 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立する。尚、当該審議事項につき書面および電子媒体をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。 5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。 6 評議員会の議事について議事録を作成し、ICレコーダー等活用し内容を確認したうえで議事録署名人(評議員1名と理事1名)が署名最終化し、事務所に保管する。	⑲ 臨時評議員会の開催について追加 議事録に関する取り決めを追加
(専門委員会) 第18条 専門委員会は、会長の委嘱した専門委員をもって構成する。 2 専門委員会は、会長から付託された専門の事項について調査・審議する。	<削除>	
第5章 事務所 (事務所) 第19条 本連盟の事務を処理するため、事務所を、兵庫県神戸市中央区多聞通3丁目3-16甲南第1ビル1107内に置く。	第6章 事務所 (事務所) 第26条 本連盟の事務を処理するため、事務所を、兵庫県神戸市中央区多聞通3丁目3-16甲南第1ビル1107内に置く。	

旧	新	改定ポイント
第6章 会計 (経費) 第20条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって充てる。 (1) 加盟費 (2) 入会金 (3) 補助金 (4) 寄付金 (5) その他の収入(個人会費など)	第7章 会計 (経費) 第27条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって充てる。 (1) 加盟費 (2) 入会金 (3) 補助金 (4) 寄付金 (5) 個人会費 (6) その他の収入	
(予算及び決算) 第21条 本連盟の収支予算は、理事会の審議を経て評議員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、評議員会の承認を得なければならない。	(予算及び決算) 第28条 本連盟の収支予算は、理事会の審議を経て評議員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、評議員会の承認を得なければならない。	
(会計年度) 第22条 本連盟の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日をもって終わる。	(会計年度) 第29条 本連盟の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日をもって終わる。	
(特別会計) 第23条 本連盟は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。	(特別会計) 第30条 本連盟は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。	
	(基金) 第31条 本連盟は、理事会の議決を経て、基金を設けることができる。	²⁰ 基金についての取り決めに追加
	(金融機関との取引) 第32条 本連盟の取引口座は下部組織を含め以下の通りとし、理事(会長推薦)のうち、会計担当者は受託者として、その業務を代行する。 (1)郵便局 ①01130-3-21353 ②01170-8-46537 ③00960-5-76909 (2)銀行 ①みなと銀行 本店営業部 普通預金 口座番号1596517 ②みなと銀行 伊川谷支店 普通預金 口座番号1667057	²¹ 金融機関との取引についての記載を追加
第7章 補則 (補則) 第24条 本規約施行に必要な細則に関しては、理事会の議決を経て、別にこれを定める。	第3章 規程・細則 (規程) 第33条 本規約に基づく本連盟役務にかかわる具体的な運用を規程として定める。 2 規程は理事会の議決をもって制定・改定・廃止する。	²² 規程の制定・改定・廃止に関する取り決めに追加
	(細則) 第34条 各委員会は規程に準拠または補充の必要から定める細部事項を細則として定めることができる。 2 細則は各委員会が関係者との協議を踏まえ制定・改定・廃止することができる。	²³ 細則の制定・改定・廃止に関する取り決めに追加